（独立行政法人労働安全衛生総合研究所法の一部改正）

第百十五条　独立行政法人労働安全衛生総合研究所法（平成十一年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十三条第二項中「、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十五条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

（健康増進法の一部改正）

第百十六条　健康増進法（平成十四年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に改める。

（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正）

第百十七条　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十三条第四項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に改める。

第十七条第一項中「第五項」を「第四項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とする。

第二十三条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

附則第五条第八項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、同条第三項中」を削り、「読み替えられた第一項」を「読み替えられた前項」に改める。

（独立行政法人福祉医療機構法の一部改正）

第百十八条　独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第九条中「第六十一条」を「第五十条の三」に改める。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十二条第二項を削る。

第二十六条第一号中「第五項」を「第四項」に、「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改め、同条第四号中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

第二十七条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

附則第四条第二項中「第十七条第三項及び第四項」を「第十七条第二項及び第三項」に改める。

附則第五条の二第十一項の表第十六条第三項の項及び同条第十三項中「第十六条第三項」を「第十六条第二項」に改める。

（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の一部改正）

第百十九条　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　のぞみの園は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間（その末日が通則法第二十一条第一項の規定による理事長の任期の末日以前であるものに限る。）とする。

第十二条第一項中「、中期目標の期間」を「、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

（独立行政法人労働政策研究・研修機構法の一部改正）

第百二十条　独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十四条第二項中「、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十五条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

（独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正）

第百二十一条　独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十四条第三項を削り、同条第四項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第十五条第二項を削る。

第十七条第二号中「第六項又は第十五条第一項」を「第五項又は第十五条」に改める。

第十八条中「、主務省」及び「、厚生労働省」を削る。

附則第八条中「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。